

○駐車禁止除外指定車標章の交付に関する事務取扱要領の制定について(通達)
(平成 19 年 7 月 27 日岡規第 222 号警察本部長例規)

改正

平成 19 年 9 月岡規第 300 号

平成 21 年 4 月第 143
号

平成 22 年 3 月第 134 号

平成 28 年 3 月 29 日
岡監第 137 号

令和元年 11 月 29 日岡交企第 540 号、岡指第 513 号、岡規第 498 号、岡運免
第 657 号、岡運管第 139 号、岡務第 868 号

令和 2 年 3 月 31 日岡
規第 166 号

令和 7 年 3 月 19 日岡運免第 253 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、駐車禁止除外指定車標章の交付に関する事務取扱要領を別添のとおり定め、平成 19 年 8 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、駐車禁止除外車両標章の交付に関する事務取扱要領の制定について(通達)(昭和 62 年 6 月 16 日岡規第 300 号例規)は、廃止する。

別添

駐車禁止除外指定車標章の交付に関する事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、岡山県道路交通法施行細則(昭和 35 年岡山県公安委員会規則第 6 号。以下「細則」という。)第 4 条の 2 第 1 項の規定により岡山県公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)に係る事務に関し、必要な事項を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

第 2 標章交付対象の範囲

標章交付対象の範囲は、別表によるものとする。

第 3 標章の有効期間

標章の有効期間は、交付の日から起算して 3 年とする。ただし、歯科医師が寝たきり患者の往診のため使用中の往診歯科診療器材を搭載している車両及び県又は市町村の歯科医師会との契約に基づく歯科医師が寝たきり患者の往診のため使用中の車両に係る有効期間は、1 年とする。

第 4 標章交付申請の受理等

1 標章交付申請者

標章交付申請者は、個人の場合は標章の交付を受けようとする者又はその委託を受けた者、事業所等の場合はその代表者又はこれらの委託を受けた者とする。

2 標章交付申請の受理

- (1) 細則第4条の2第2項の規定による駐車禁止除外指定車標章交付申請書(細則様式第1号の4又は様式第1号の5。以下「申請書」という。)の受理は、申請者の住所地若しくは勤務地を管轄する警察署又は交通部交通規制課(以下「警察署等」という。)において行うものとする。
- (2) 申請を受理した警察署長又は交通部交通規制課長(以下「警察署長等」という。)は、駐車禁止除外指定車標章交付申請処理簿(様式第1号。以下「申請処理簿」という。)にその旨を記載するとともに、当該申請書に受付印を押し受理番号を付するものとする。

3 添付書類

細則第4条の2第3項第2号ウ又は第3号ウに規定する公安委員会が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。この場合において、審査する上で必要があると認めるときは、申請者に当該書類の提出を求めるものとする。

- (1) 当該申請に係る委託を受けた者は委託者からの委任状
- (2) 申請者と当該申請に係る車両の関連を明らかにする書類又はその写し
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、標章の交付が必要となる事由が記載された書類
その他警察署長等が特に必要があると認める書類

4 標章交付申請の審査

申請を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、不備な点は適切な指導を行って是正を求めて、標章交付の適否を判断しなければならない。

- (1) 申請の内容が、第2に規定する標章交付対象に該当すること。
- (2) 申請者は、1に規定する標章交付申請者に該当すること。
- (3) 申請書等に必要な事項が記載されていること。

5 標章交付の申請区分及び標章の交付等

(1) 新規の標章交付申請の場合

新規に申請書の提出を受けたときは、1から4までに規定する手続により受理するものとする。

(2) 更新申請の場合

ア 更新期間(有効期限の1月前から有効期限の日までとする。)中における既に交付している標章(以下「既交付標章」という。)に係る更新申請の場合は、新規の申請時に提出を求めた添付書類の内容を確認し、当該添付書類以外の書類を添付する必要がないと認めるときは、その添付を省略することができるものとし、申請書に既交付標章の写しを添付して受理するものとする。この場合、既交付標章

の表面に「更新手続中」と朱書し、更新手続中であることを明示するものとする。

なお、当該標章は、当該標章記載の有効期限から 1 月を経過するまでの間有効なものとし、みなす。

イ 有効期限を経過した後の申請は、新規の申請の場合と同様とする。

(3) 再交付申請の場合

ア 再交付に係る申請書の提出を受けたときは、申請書備考欄に「再交付」と朱書するとともに、再交付理由の記載及び既交付標章の提出を求めて受理するものとする。この場合、申請書以外の書類等の添付は要しない。

イ 当該標章を亡失又は滅失した場合は、標章の提出を要しないが、申請者に亡失等てん末書(様式第 2 号。以下「てん末書」という。)の提出を求めること。

(4) 記載事項変更届出の場合

ア 細則第 4 条の 2 第 5 項に規定する記載事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)の提出を受けたときは、既交付標章の提出を求めるものとする。ただし、変更内容が当該標章に係る申請時の内容と実質的に異なる場合は、新規の標章交付申請を求めること。

イ 記載事項の変更は、提出を受けた標章の変更箇所に横線 2 条を引き、その箇所を明白に示し、その行の上部に変更内容を記載する。この場合、変更箇所にはの印(岡山県公安委員会公印規程(昭和 34 年岡山県公安委員会規程第 4 号)に規定する岡山県公安委員会交通事務専用認印をいう。)を押印の上交付すること。

(5) 審査等及び申請書等の送付

申請を受理した警察署長は、審査の上当該申請が標章交付対象に該当すると認める場合は、提出書類を添付の上、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)に送付すること。この場合、送付する申請書等は写しを作成し保管すること。

(6) 標章の交付

ア 標章は、駐車禁止除外指定車標章送付書(様式第 3 号。以下「送付書」という。)とともに当該申請を受理した警察署長に送付するものとする。

なお、標章の交付に際しては、送付書の下部の受領欄に自署等を求めるとともに、申請処理簿に交付の年月日を記載し標章の受領の経緯を明らかにしておくこと。

イ 身体障害者福祉連合会等の団体からの申請に係る標章は、当該団体を経由して交付すること。

第 5 標章交付申請を不可とする場合の取扱い

1 駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書の作成

標章交付申請を受理した警察署長等は、申請書の提出を受け審査した結果、標章交付対象に該当しないと認める場合は、不可とし、不可の理由を明らかにした駐車禁止

除外指定車標章交付申請審査結果報告書(様式第4号。以下「審査結果報告書」という。)を作成すること。この場合、審査結果報告書を作成した警察署長は、申請書その他の書類を添付の上、交通規制課長に送付すること。

なお、送付する申請書等は写しを作成し、末尾に送付日を付記するとともに、審査結果報告書の写しを添付し保管すること。

2 駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果通知書の交付

審査結果報告書の送付を受けた交通規制課長は、駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果通知書(様式第5号。以下「審査結果通知書」という。)を作成し、標章交付申請を受理した警察署長を通じて申請者に交付すること。この場合において、警察署長は、申請書等の写しの末尾に審査結果通知書の写しを添付し保管するとともに、申請処理簿の備考欄に「不可」と記載しておくこと。

第6 交付に際しての留意事項

標章の交付に際しては、次に掲げる事項を説明し、その適正な使用を徹底すること。

- (1) 標章は、当該車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出しなければならないこと。
- (2) 当該車両を移動させる必要が生じた場合に、当該車両の運転者に連絡するため、その連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出しなければならないこと。
- (3) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
- (4) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (5) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)
- (6) 標章裏面の記載内容を遵守すること。

第7 標章の返納命令を行う場合の取扱い

1 駐車禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書の作成

警察署長は、標章の交付を受けた者が、細則第4条の2第7項の規定に違反していることを認知したときは、返納事由を明らかにした駐車禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書(様式第6号。以下「調査結果報告書」という。)を作成し、交通規制課長に送付すること。

2 返納命令通知書の作成

調査結果報告書の送付を受けた交通規制課長は、審査の上、標章の返納事由に該当するときは、細則第4条の2第8項に基づく標章の返納命令通知書を作成し、調査結果報告書の写しを添付して当該標章の交付申請を受理した警察署長に送付すること。

この場合、交通規制課長は、返納命令通知書の写しを作成し保管すること。

3 返納命令通知書の交付

返納命令通知書の送付を受けた警察署長は、当該標章の交付を受けている者に直接交付し又は配達証明付郵便により送達すること。

4 返納された標章の取扱い

警察署長は、標章の返納を受けたときは、当該標章を交通規制課長に送付すること。

なお、送付する関係書類等は写しを作成し、受理・送付日を付記して保管するとともに、申請処理簿に必要な事項を記載し経過を明らかにしておくこと。

第8 報告等

標章交付申請が次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ交通規制課長を経由して交通部長に報告し、指示を受けた後措置すること。

(1) 標章交付申請を不可とするとき。

(2) 特異な事由による標章交付申請で、標章交付の適否に疑義のあるとき。

第9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
駐車禁止除外指定車標章交付申請書	交通規制課	3年
駐車禁止除外指定車標章交付申請書の写し	受理した警察署	3年
駐車禁止除外指定車標章交付申請処理簿	作成した警察署及び交通規制課	3年
記載事項変更届出書	交通規制課	3年
記載事項変更届出書の写し	受理した警察署	3年
亡失等てん末書	交通規制課	3年
亡失等てん末書の写し	受理した警察署	3年
駐車禁止除外指定車標章送付書	受理した警察署	3年
駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書	交通規制課	3年
駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書の写し	作成した警察署	3年
駐車禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書	交通規制課	3年
駐車禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書の写し	作成した警察署	3年
返納命令通知書の写し	交通規制課及び交付した警察署	3年

別表

駐車禁止除外指定車標章交付対象の範囲

標章交付の種別	適用除外の内容及び解釈	留意事項
1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく身	(1) 「歩行が困難であると認められるもの」とは、身体障	(1) 標章の被交付者は、原則として身体障害

体障害者手帳の交付を受けている者で、細則別表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの	害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号のうち次の障害の区分に応じ、それぞれの級別に該当し、現実には歩行に支障のあるものをいう。		者等本人であり、1 人 1 通の交付とすること。 (2) 標章に使用車両を記載する場合は、原則として身体障害者等本人又は当該身体障害者等と生計を一にする介護人の所有であること。 (3) 標章の表面に標章交付の種別として「歩行困難者使用中」と表記すること。																																												
	<table><tr><th>障害の区分</th><th>障害の級別</th></tr><tr><td>視覚障害</td><td>1～4 級の 1</td></tr><tr><td>聴覚障害</td><td>2、3 級</td></tr><tr><td>平衡機能障害</td><td>3 級</td></tr><tr><td rowspan="3">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>1～2 級の 1、2</td></tr><tr><td>下肢</td><td>1～4 級</td></tr><tr><td>体幹</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢</td><td>1、2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</td></tr><tr><td>移動</td><td>1～4 級</td></tr><tr><td>心臓機能障害</td><td colspan="2">1、3 級</td></tr><tr><td>じん臓機能障害</td><td colspan="2">1、3 級</td></tr><tr><td>呼吸器機能障害</td><td colspan="2">1、3 級</td></tr><tr><td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td colspan="2">1、3 級</td></tr><tr><td>小腸機能障害</td><td colspan="2">1、3 級</td></tr><tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td colspan="2">1～3 級</td></tr><tr><td>肝臓機能障害</td><td colspan="2">1～3 級</td></tr><tr><td colspan="3">(2) 「現に使用中の車両」とは、歩行が困難であると認められるものが、社会生活を営むために直接用いている車両又は介護人等が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。</td></tr></table>			障害の区分	障害の級別	視覚障害	1～4 級の 1	聴覚障害	2、3 級	平衡機能障害	3 級	肢体不自由	上肢	1～2 級の 1、2	下肢	1～4 級	体幹	1～3 級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1、2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	移動	1～4 級	心臓機能障害	1、3 級		じん臓機能障害	1、3 級		呼吸器機能障害	1、3 級		ぼうこう又は直腸の機能障害	1、3 級		小腸機能障害	1、3 級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3 級		肝臓機能障害	1～3 級		(2) 「現に使用中の車両」とは、歩行が困難であると認められるものが、社会生活を営むために直接用いている車両又は介護人等が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。		
	障害の区分	障害の級別																																													
	視覚障害	1～4 級の 1																																													
	聴覚障害	2、3 級																																													
	平衡機能障害	3 級																																													
	肢体不自由	上肢		1～2 級の 1、2																																											
		下肢		1～4 級																																											
		体幹		1～3 級																																											
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢		1、2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)																																											
		移動		1～4 級																																											
	心臓機能障害	1、3 級																																													
	じん臓機能障害	1、3 級																																													
	呼吸器機能障害	1、3 級																																													
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1、3 級																																													
	小腸機能障害	1、3 級																																													
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3 級																																													
	肝臓機能障害	1～3 級																																													
	(2) 「現に使用中の車両」とは、歩行が困難であると認められるものが、社会生活を営むために直接用いている車両又は介護人等が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。																																														
	2 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、細則別表の上欄に掲			(1) 「歩行が困難であると認められるもの」とは、恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表の 2 のうち、次の障																																											

げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの	害の区分に応じ、それぞれに定める重度障害の程度に該当する障害を有し、現実歩行に支障のあるものをいう。		
	障害の区分	重度障害の程度	
	視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症	
	聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症	
	平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症	
	肢体不自由	上肢	特別項症から第三項症までの各項症
		下肢	特別項症から第三項症までの各項症
		体幹	特別項症から第四項症までの各項症
	心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
	じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
	呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
	小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
	肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
	(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている歩行が困難であると認められるものの確認については、厚生労働省が交付をする「戦傷病者手帳」に記載さ		

	れている「障害事項」で行うこと。なお、確認が不可能な場合は、交通規制課へ照会し確認すること。 (3) 「現に使用中の車両」とは、歩行が困難であると認められるものが、社会生活を営むために直接用いている車両又は介護人等が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。	
3 「療育手帳制度について」(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児発第 156 号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、「療育手帳制度の実施について」(昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号)第 3・1(1)に定める重度の障害を有するもの	(1) 「療育手帳」とは、児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害者と判定された者(以下「知的障害者」という。)に対して交付される手帳 (2) 「重度の障害を有するもの」とは、その障害の程度が重度「A」と判定された者をいう。 (3) 「現に使用中の車両」とは、障害の程度が重度「A」と判定された知的障害者が、介護人等が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。	
4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの	(1) 「精神障害者保険福祉手帳」とは、各都道府県精神保健福祉センターにおいて一定の精神障害の状態と認定された者に対して交付される手帳 (2) 「現に使用中の車両」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するものが、介護人が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。	
5 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」(平成 6 年 12 月 1 日児発第 1003 号)に基づく小児慢性特定	(1) 「色素性乾皮症」とは太陽光線の照射が生命に危険を及ぼす疾患で通院等日常生活において太陽光線(紫外線)か	(1) 標章の被交付者は、原則として紫外線要保護者本人であり、1 人 1 通の交付とすること。

疾患児手帳の交付を受けている者(児童福祉法第 21 条の 9 の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成 17 年厚生労働省告示第 23 号)第 8 表中の色素性乾皮症に該当するもの。)	らの防護が不可欠な者(以下「紫外線要保護者」という。)をいう。 (2) 色素性乾皮症患者(紫外線要保護者)の確認については、都道府県知事等が交付をする「小児慢性特定疾患児手帳」又は「小児慢性特定疾患医療受診券」に記載されている疾患名で行うこと。なお、確認が不可能な場合は、交通規制課へ照会し確認すること。 (3) 「現に使用中の車両」とは、紫外線要保護者が、社会生活を営むために直接用いている車両又は介護人が運転する車両に同乗することにより、社会生活を営むために使用している車両をいう。	(2) 標章に使用車両を記載する場合は、原則として紫外線要保護者本人又は当該身体障害者等と生計を一にする介護人の所有であること。 (3) 標章の表面に標章交付の種別として「紫外線要保護者使用車」、適用時間として「除外時間昼間(日の出から日没まで)に限る」と表記すること。
6 医師が緊急往診のため使用中の車両	(1) 「医師」とは、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)による医師をいい、歯科医師は含まない。 (2) 「緊急往診」とは、医師が緊急を要する往診のために使用中の車両をいい、通常の往診は含まない。	(1) 標章の表面に標章交付の種別として「緊急往診中」と表記すること。
7 専ら郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)に規定する郵便物の集配又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に基づく電報の配達のため使用中の車両	(1) 「郵便物」とは、郵便法第 20 条から第 27 条に規定する第 1 種郵便物(筆書した書状及び郵便書簡)、第 2 種郵便物(通常葉書及び往復葉書)、第 3 種郵便物(第 3 種郵便物の承認であることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるもの)及び第 4 種郵便物(蚕種を内容とする郵便物で差出郵便局の承認のもとに密閉したもの等。以下郵便法第 27 条参照)をいう。	(1) 標章の表面に標章交付の種別として「郵便物集配中」又は「電報配達中」と表記すること。
8 患者輸送車又は車椅子移動車である車両で、それらの用務に使用中のもの	(1) 「患者輸送車」とは、医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車で	標章の表面に標章交付の種別として「歩行困難者輸送中」と表記すること。

	あつて、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。 ア 車室には、患者等の輸送のため専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための設備を有すること。 イ 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないこと。 ウ 寝台又は担架に患者等を載せた状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を当該自動車の右側前面以外の面に1か所以上設けられていること。 (2) 「車椅子移動車」とは、車椅子に着座した状態で乗降でき、かつ、車椅子を固定することにより、専ら車椅子利用者の移動の用に供する自動車であつて、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。 ア 車室には、車椅子を確実に車体に固定することができる装置を有すること。 イ 車椅子利用者が容易に乗降することができるスロープ又はリフトゲート等の装置を有すること。 ウ 車椅子に車椅子利用者が着座した状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口が1か所以上設けられているほか、その乗降口からアの車椅子固定装置に至るための適当な寸法を有する通路を有すること。 エ 車椅子利用者の安全を確保するため、車椅子利用者が、装着することができる座席ベルト等の安全装備を有すること。	
9 執行官が執行官法(昭和41年法律第111号)に基づく強制執行等職務執行のため使用中の車両	(1) 「強制執行等の職務執行のため」とは、執行官法第1条、民事訴訟法(明治23年法律第29号)第162条、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)	(1) 標章の表面に標章交付の種別として「執行官職務執行中」と表記すること。

	第 54 条の規定に基づく強制執行等の職務の執行をいう。	
10 報道機関が緊急取材のため使用中の車両	(1) 「緊急取材」とは、災害及び社会的反響を呼ぶ事件、事故等の発生時に現場又は現場付近における取材活動をいう。	(1) 業界新聞、機関誌等は適用除外としない。 (2) 標章の表面に標章交付の種別として「緊急取材中」と表記すること。
11 歯科医師が寝たきり患者の往診のために使用中の車両で往診歯科医療器材を搭載しているもの	(1) 対象となる車両は、県、市町村、社会福祉事務所、歯科医師会が所有する「往診歯科診療器材を搭載した車両」(携帯用往診歯科診療器材搬送車両を含む。)をいう。 (2) 寝たきり患者の往診のため社会保険に基づく一般的な往診の場合に適用除外になるのは、 ア 駐車禁止除外指定車標章(在宅歯科往診車)の交付を受けている「往診歯科診療器材を搭載した車両」又は「携帯用往診歯科診療器材搬送車両」を歯科医師が往診に使用中のときである。当該車両は、県、市町村、社会福祉事務所、歯科医師会等の団体が所有していることを前提としており、歯科医師が往診する場合は、これを借り受けて使用することとなる。 イ しかし、個人が所有することも考えられることから、当該車両を所有する歯科医師が駐車禁止除外車両標章(在宅歯科往診車)の交付を受けて往診に使用中の場合についても適用を除外とする。 (3) 「寝たきり患者」とは、病気や老衰等で寝たきりのため通院治療を受けることができない者をいう。 (4) 「往診歯科診療器材を搭載した車両」とは、特別の設備のある車両をいい、「携帯用往診歯科診療器材搬送車両」とは、携帯用往診歯科診	(1) 「往診歯科診療器材を搭載した車両」は、申請受理に際し、当該車両であることを確認すること。 (2) 「携帯用往診歯科診療器材搬送車両」は、携帯用往診歯科診療器材が一揃いセットになっているかの確認及びそれを収納し搬送できる車両であることを確認をすること。 (3) 標章の表面に標章交付の種別として「在宅歯科往診車」と表記すること。

	療器材(一揃いがセットになったものに限る。)を収納し、搬送することができる車両をいう。	
12 県又は市町村と歯科医師会との契約に基づく歯科医師が寝たきり患者の往診のため使用中の車両	(1) 対象となる車両は、県又は市町村と歯科医師会との委託(委嘱)契約に基づき、歯科医師会から指定された「往診歯科医師」が使用する車両をいう。 (2) 寝たきり患者の往診のため、委託(委嘱)契約に基づく往診の場合に適用除外となるのは、「往診歯科医師」が、駐車禁止除外指定車標章(在宅歯科往診車)の交付を受けている「往診歯科診療器材を搭載した車両」又は「携帯用往診歯科診療器材搬送車両」を借り受ける等して往診に使用しているとき及び「往診歯科医師」として駐車禁止除外指定車標章(在宅歯科往診車)の交付を受けている設備等のない自己所有車両で往診に使用しているときが該当する。 (3) 「往診歯科医師」とは、県又は市町村と歯科医師会とが在宅寝たきり患者の歯科診療のため、委託(委嘱)契約を締結し、歯科医師会が特定の歯科医師を指定したときに、当該指定された歯科医師をいう。 (4) 「寝たきり患者」、「往診歯科診療器材を搭載した車両」及び「携帯用往診歯科診療器材搬送車両」とは、「標章交付の種別」の8に記載した(3)及び(4)に同じ。	(1) 申請受理に当たっては、契約が締結されていることを確認すること。 (2) 「往診歯科医師」に対する自己所有車両への標章の交付は、原則として1地区の歯科医師会につき5人とするので、その範囲を超えることを防ぐため、申請受理に当たっては申請書備考欄に所属する歯科医師会の確認印のあるものを受理すること。 (3) 標章の表面に標章交付の種別として「在宅歯科往診車」と表記すること。
13 道路交通法(昭和35年法律第105号)に基づく放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両	(1) 「放置車両の確認及び標章の取付け」とは、道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、警察署長から委託を受けた法人が行う、同法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けの活動をいう。	(1) 標章の表面に標章交付の種別として「放置車両確認、標章取付中」と表記すること。

様式第 1 号

駐車禁止除外指定車標章交付申請処理簿

[別紙参照]

様式第 2 号

亡失等てん末書

[別紙参照]

様式第 3 号

駐車禁止除外指定車標章送付書

[別紙参照]

様式第 4 号

駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書

[別紙参照]

様式第 5 号

駐車禁止除外指定車標章交付申請審査結果通知書

[別紙参照]

様式第 6 号

駐車禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書

[別紙参照]